

# (財)日本体育協会スポーツ憲章

この憲章は、財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）の目的とするアマチュア・スポーツ発展のための精神を基調とし、これに基づく本会加盟団体の使命並びに本会の加盟競技団体における競技者規程等を定めるための基準を示したものである。

## 第1条 スポーツの意義と目的

スポーツは、人々が楽しみ、よりよく生きるために、自ら行う自由な身体活動である。さわやかな環境の中で行われるスポーツは、豊かな生活と文化の向上に役立つものとなる。

スポーツをする人は、美しいスポーツマンシップが生まれることを求め、健康な身体をはぐくむことを目的とする。

## 第2条 アマチュア・スポーツマンのあり方

- スポーツを愛し、楽しむために、自発的に行う。
- 競技規則はもとより、自らの属する団体の規則を遵守し、フェアプレーに終始する。
- 常に相手を尊重しつつ、自己の最善を尽くす。
- スポーツを行うことによって、自ら物質的利益を求めない。
- スポーツによって得た名声を、自ら利用しない。

## 第3条 加盟団体の使命

本会加盟団体は、この憲章の趣旨を体して、アマチュア・スポーツの健全な普及・発展をはからなければならない。

## 第4条 憲章の活用

この憲章は、本会加盟団体に対して適用されるものである。なお、本会の加盟競技団体の登録競技者に対する規程は、当該団体はその責任において設けるものとする。

## 第5条 競技者規程の制定

本会の加盟競技団体は、この憲章に基づき独自の競技者規程を制定するとともに、その規程を本会に届け出なければならない。

## 第6条 加盟団体の役員

本会加盟団体の役員は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。

**付 則** この憲章は、「アマチュア・スポーツのあり方」及び「日本体育協会アマチュア規定（昭和22年4月2日施行、昭和32年12月4日第1次改正、昭和46年1月1日第2次改正）をもとに改正し、昭和61年5月7日から施行する。